

令和8年度、9年度、10年度艦船用軽油（免税）の調達に係る契約
希望者募集要項（公募）

次の契約を希望する方は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊大湊地区総監部経理部長

窪田 修司

記

1 調達予定品目

令和8年度、9年度、10年度艦船用軽油（免税）

（詳細は別紙第1のとおり。）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。

ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- (6) 応募時点において有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」に係

る、納入場所に応じた、東北地域又は北海道地域の競争参加資格を有している者であること。

- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (8) 別紙第1に示す調達予定品目等を納入できること。
- (9) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

3 応募方法及び資料の提出

- (1) 応募する者は、「参加表明書」（別紙様式）、及び次に掲げる資料を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に提出した資料と、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る資料を提出することで資料の提出を省略又は書面をもって変えることができる。
 - ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）
 - イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
 - ウ 過去3年の納入実績一覧表（様式適宜。実績がない場合は省略可）
 - エ 技術資料（別紙第2、別紙第3のとおり）
 - オ 前項に規定する体制、能力を証明する書類
 - カ 前項第9号の規定を証明する書類、若しくは誓約書
- (2) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る資料を提出しなければならない。
- (3) 提出先
海上自衛隊大湊地区総監部経理部契約課審査係
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1
電話 0175-24-1111（内線2253）
- (4) 提出期間
公示された日 ～ 令和8年3月6日
なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。
- (5) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。
- (6) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(7) 提出部数

1部

4 資料の審査

資料の提出者は、技術審査を実施する部隊等の担当者から提出した資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。また、提出した資料の確認等のために協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め協力しなければならない。

5 審査結果の通知

資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

6 疑義の申し立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について公募結果不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア 窓口：大湊地区総監部経理部契約課審査係

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、公募実施権者に行うことができる。

令和 年 月 日

(公募実施権者)
大湊地区総監部経理部長 殿

(所在地)
(企業名)
(代表者役職氏名)

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号
大地区監公示第4号（令和8年2月4日）
- 2 納入場所等

番号	港湾名	所在地	備考

- ※ 納入可能な港湾名を記入してください。
- ※ 納入場所等の記載に際しては、別紙を用いて作成しても差し支えありません。

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）
2 会社の財政状況・経営成績を証する書類
3 技術資料
4 ○○○○

調達予定品目等

項 目	内 容																																										
品 目	<p>軽油2号（艦船用）（免税）とする。</p> <p>ただし、軽油2号（艦船用）（免税）が入手不可能な港についてのみ、納入時期において各港での使用に適した号数のJIS規格（JIS K 2204）に定める軽油（免税）でも可とし、いずれの場合においても、細部は防衛省仕様書（DSP K 2209E及びDSP K 2209E（1））による。</p>																																										
数 量	官が指定する数量																																										
納入場所	<table border="1" data-bbox="475 786 1238 1599"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>港湾名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>稚内港</td><td>北海道稚内市</td></tr> <tr><td>2</td><td>紋別港</td><td>北海道紋別市</td></tr> <tr><td>3</td><td>根室港</td><td>北海道根室市</td></tr> <tr><td>4</td><td>釧路港</td><td>北海道釧路市</td></tr> <tr><td>5</td><td>十勝港</td><td>北海道広尾郡広尾町</td></tr> <tr><td>6</td><td>苫小牧港</td><td>北海道苫小牧市</td></tr> <tr><td>7</td><td>室蘭港</td><td>北海道室蘭市</td></tr> <tr><td>8</td><td>函館港</td><td>北海道函館市</td></tr> <tr><td>9</td><td>小樽港</td><td>北海道小樽市</td></tr> <tr><td>10</td><td>網走港</td><td>北海道網走市</td></tr> <tr><td>11</td><td>留萌港</td><td>北海道留萌市</td></tr> <tr><td>12</td><td>石狩湾新港</td><td>北海道石狩市</td></tr> <tr><td>13</td><td>八戸港</td><td>青森県八戸市</td></tr> </tbody> </table>	番号	港湾名	所在地	1	稚内港	北海道稚内市	2	紋別港	北海道紋別市	3	根室港	北海道根室市	4	釧路港	北海道釧路市	5	十勝港	北海道広尾郡広尾町	6	苫小牧港	北海道苫小牧市	7	室蘭港	北海道室蘭市	8	函館港	北海道函館市	9	小樽港	北海道小樽市	10	網走港	北海道網走市	11	留萌港	北海道留萌市	12	石狩湾新港	北海道石狩市	13	八戸港	青森県八戸市
番号	港湾名	所在地																																									
1	稚内港	北海道稚内市																																									
2	紋別港	北海道紋別市																																									
3	根室港	北海道根室市																																									
4	釧路港	北海道釧路市																																									
5	十勝港	北海道広尾郡広尾町																																									
6	苫小牧港	北海道苫小牧市																																									
7	室蘭港	北海道室蘭市																																									
8	函館港	北海道函館市																																									
9	小樽港	北海道小樽市																																									
10	網走港	北海道網走市																																									
11	留萌港	北海道留萌市																																									
12	石狩湾新港	北海道石狩市																																									
13	八戸港	青森県八戸市																																									
納入形態	<p>官の指定した艦船に対する燃料納入とする。</p> <p>バージ船または、法令上、艦船への納入が認められる設備等を有するタンクローリーからの納入とする。</p> <p>その際オイルフェンスを展張すること。また、消防等の関係各所への手続きが必要な場合は、受注者手配とする。</p>																																										

技術資料（バージ）

1 品 目

「軽油2号（艦船用）（免税）」若しくは「軽油（免税）」

※ 別紙第1ただし書きに該当する場合にはJIS規格（JIS K 2204）に定める軽油（免税）とする。

2 納入体制

- (1) 仕入先又は製油所名及び所在地
- (2) 油槽所タンクの所有会社名及び所在地
- (3) 納入に使用するバージの要目（積載能力、搭載所要時間、所有会社名及び所在地を含む。）
- (4) 連絡（調整）先（所在地、連絡態勢、対応時間等）
- (5) 品質管理体制（品質管理部門及び品質管理施設所在地の有無等）

3 対応能力

- (1) 納入可能数量（各回）
 - (2) 最終発注期限（発注から納入までの最低所要時間）
 - (3) 納入日に係る制限の有無（制限がある場合は、期日又は期間を記入する。）
 - (4) 納入時間帯に係る制限の有無（制限がある場合は、時間帯を記入する。また、常時対応及び夜間対応の可否についても記入する。）
 - (5) 納入時における官側の品質試験に合格しない場合の代替措置
- 4 添付書類（ただし、3か年以内に納入実績がある場合は省略することができる。）
- (1) 調達予定品目を自社以外の製油所から入手する場合は、当該製油所から確実に引き取れることを証明する書類
 - (2) 調達予定品目の品質が、官側の指定する仕様を満足する旨の証明（製油所での精製実績、品質証明等）
 - (3) バージを確保できる旨の証明（自社所有の場合は所有を証明する書類とし、他社所有の場合は所有者との提携書類とする。）

技術資料（タンクローリー）

1 品 目

「軽油2号（艦船用）（免税）」若しくは「軽油（免税）」

※ 別紙第1ただし書きに該当する場合にはJIS規格（JIS K 2204）に定める軽油（免税）とする。

2 納入体制

- (1) 仕入先又は製油所名及び所在地
- (2) 油槽所タンクの所有会社名及び所在地
- (3) 納入に使用するタンクローリーの要目（艦船への燃料搭載時に必要となる特殊装備（緊急移送停止装置等）に関する事項、積載能力、搭載所要時間、所有会社名及び所在地を含む。）
- (4) 連絡（調整）先（所在地、連絡態勢、対応時間等）
- (5) 品質管理体制（品質管理部門及び品質管理施設所在地の有無等）

3 対応能力

- (1) 納入可能数量（各回）
- (2) 最終発注期限（発注から納入までの最低所要時間）
- (3) 納入日に係る制限の有無（制限がある場合は、期日又は期間を記入する。）
- (4) 納入時間帯に係る制限の有無（制限がある場合は、時間帯を記入する。また、常時対応及び夜間対応の可否についても記入する。）
- (5) 納入時における官側による品質試験に合格しない場合の代替措置

4 添付書類（ただし、3か年以内に納入実績がある場合は省略することができる。）

- (1) 調達予定品目を自社以外の製油所から入手する場合は、当該製油所から確実に引き取れることを証明する書類
- (2) 調達予定品目の品質が、官側の指定する仕様を満足する旨の証明（製油所での精製実績、品質証明等）
- (3) タンクローリーを確保できる旨の証明（自社所有の場合は所有を証明する書類とし、他社所有の場合は所有者との提携書類とする。）
- (4) 消防からタンクローリーから艦船への燃料搭載について認可を得ていることを証明する書類